⑲　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。
⑳　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
㉑　詳細は入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigenobu Kawasaki Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of Shimane Prefectural Police Riot Police Unit Office
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 31 August 2018
(5)　Time-limit for the submission of technical proposal : 5 : 00 P.M. 17 October 2018
(6)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 10 : 30 A.M. 7 January 2019 (tenders brung with 10 : 30 A.M. 7 January 2019 or submitted by mail 10 : 30 A.M. 7 January 2019)
(7)　Contact point for tender documentation : Contract Division General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 6―30, Kamihacchobori, Naka-ku, Hiroshima 730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 30 年 8 月 21 日
国立大学法人長崎大学長　河野　　茂
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　42
○第１号
1　工事概要等
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　長崎大学（坂本１）実験研究棟新営工事
(3)　工事場所　長崎県長崎市坂本１丁目12番４号（長崎大学坂本１団地構内）
(4)　工事概要　本工事は、実験研究棟（鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、免震構造、地上５階建て、建築面積1,278.00㎡、延床面積5,210.40㎡、敷地面積90,400.24㎡）の新営工事を施工するものである。また、本工事に伴う電気設備工事、機械設備工事を包含する。
(5)　工期　2021年７月30日（金）まで
(6)　使用する主要な資機材　コンクリート：約10,300㎥、鉄骨：約210ｔ、鉄筋：約1,700ｔ、板ガラス：約60㎡、電気設備一式、機械設備一式、昇降機設備一式
(7)　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」並びに「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書等」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
(8)　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(9)　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書等の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.ebid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。なお、紙入札方式を希望する場合は、国立大学法人長崎大学施設部施設企画課へ連絡するものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人長崎大学長から本工事に係る共同企業体としての認定を受けていること。
(1)　国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
(2)　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
(3)　文部科学省において次に掲げる一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が次に掲げる点数をすべて満たす者であること。
①　単体にあっては、建築一式工事の点数が1,200点以上、かつ電気工事及び管工事の点数がそれぞれ1,100点以上であること。
②　共同企業体の代表者にあっては、建築一式工事の点数が1,200点以上、かつ電気工事及び管工事の点数がそれぞれ1,100点以上であること。
　代表者以外の構成員にあっては、建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれかが950点以上であること。
(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(5)　元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者
　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で３階以上（地下階含めても可）かつＢＳＬ－３実験スペースを含む延べ面積1,000㎡以上の研究施設、動物実験施設又は遺伝子組み換え実験施設の新営工事（建築）を施工した実績。
②　共同企業体の代表者以外の構成員
　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で３階以上（地下階含めても可）かつ延べ面積2,500㎡以上の研究施設、動物実験施設又は遺伝子組み換え実験施設の新営工事（建築）、新営電気設備工事又は新営機械設備工事を施工した実績。
(6)　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業、電気工事業及び管工事業につき、許可を有しての営業年数が各々５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が各々５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
(7)　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
(8)　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
(9)　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑩　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑪　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２(5)②に掲げる新営工事（建築）を施工した経験を有する者であること。
　なお、監理技術者を配置する場合の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。